

公の施設目標管理型評価書【指定管理者施設用】

施設名	新潟市旧齋藤家別邸		
管理者名	旧齋藤家別邸運営グループ	指定期間	平成27年4月1日 ~ 平成30年3月31日
担当課	中央区地域課		
所在地	中央区西大畑町576番地		
根拠法令			
設置条例	新潟市旧齋藤家別邸条例		
施設概要	施設面積 敷地面積：4,549.93㎡ 施設内容 木造2階建て 延床面積：762.39㎡ 一階大広間、一階座敷、西の間、土蔵、配膳室、二階大広間、二階座敷、茶室 東の間、交流スペース、庭園他		

施設設置目的
<p>近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸をみなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用し、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを市内外に発信することにより、市民文化の向上、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することを目的とする。</p>
管理・運営に関する基本理念、方針等
<p>(1) 新潟市旧齋藤家別邸（以下「旧齋藤家別邸」という。）は、新潟市旧齋藤家別邸条例（以下「条例」という。）第1条（設置目的）に基づき、近代の新潟を代表する豪商の別荘である旧齋藤家別邸の庭園と建物を公開し、みなとまちで育まれたもてなしの文化を体感できる場として活用することで、かつて柳都と呼ばれた新潟の繁栄ぶりを内外に発信し、もって市民文化の創造、観光交流の推進及び地域の活性化を図ることを目的とする。</p> <p>(2) 旧齋藤家別邸は、西大畑周辺の歴史的建造物や文化施設と連携し、観光やまち歩きの拠点として活用することにより、地域の活性化を図る。</p> <p>(3) 旧齋藤家別邸活用等検討委員会から提案された「旧齋藤家別邸整備活用計画」を尊重した管理運営を行う。</p> <p>(4) 旧齋藤家別邸は、将来的に文化財指定を視野に入れて調査を継続している施設であることから、その歴史的・文化的な価値を十分に理解し、文化財保護に係る法令・例規と施策に準じて、適正な管理運営を行う。</p>

視 点	評価項目	評価指標	実績	評価 ※	評価コメント ※
市 民	提供サービスの情報発信	ホームページ・ツイッター等で月6回以上の更新で情報発信	月平均11回の更新	A	こまめな情報発信に努めた
	施設利用度	来館者数年間40,000人以上	来館者数47,731人	A	指標を大きく上回る来館者数を達成した
	自主事業の実施	設置目的に合致した自主事業を年20件以上実施	企画展イベント6件 連携事業 2件 セミナー・体験 17件	A	指標を上回る件数で多様な自主事業を実施した
	利用者の満足度	来館者に対するアンケートで「良い」「とても良い」が90%以上	「満足」「やや満足」の合計が95.8%	A	指標を上回り高い満足度を得ている
	苦情・要望に対する対応	来館者からの苦情・要望に対して3営業日以内に回答	苦情・要望に対しては3営業日以内の対応を行ったが、一部貸室・写真撮影の問合せについては3営業日を超えるときがあった	B	市の確認が必要な問合せの場合、3営業日を超えることがあったが、来館者にはその旨了承を得ている
	ボランティアの活動	1人当たりの活動件数を年10件以上	約13回	A	英語研修を継続して行うなど質の向上にも取り組んでいる
財 務	管理運営経費の節減	管理運営経費を指定管理料年度協定額以下	指定管理料年度協定額を329,769円上回ったが、自主事業収入より補填した	B	要因はボランティア経費など、サービス向上及び収入増につながるものである
	市の歳入の増加	年間収入6,000,000円以上	8,211,100円	A	指標を大幅に上回る収入を達成した
業 務	日常連絡の適切さ	月次報告書を翌月10日までに提出	10日までに提出	B	
	改善を必要とする際の対応の迅速さ・適切さ	改善勧告等を受けた場合は、速やかにそれに対応	庭園での利用者転倒があり、中央区地域課および歴史文化課と対応を協議し安全性を高める改善を行った	B	
	他施設との連携	他施設との協議や共同事業開催年10回以上	15回	A	西大畑旭町文化施設協議会の中心として事業に取り組んでいる
	安全責任者の配置と安全確保体制の確立	防災訓練実施年2回以上	年2回実施	B	
	当該施設の管理に係る関係法令の遵守	各種マニュアルの点検・拡充	各種マニュアルの整備、周知の徹底	B	
人 材	配置人員条件の充足	利用者へのサービスに支障なく対応できる人員体制	十分なサービスを提供する人員体制を確保した	B	
	職員ボランティア研修の実施	職員・ボランティアを合わせて研修を年6回以上実施	7回	B	

【評価基準】

- A: 要求水準(評価指標)を達成し、かつその達成度・内容が優れている
- B: 要求水準(評価指標)が達成されている
- C: 要求水準(評価指標)が達成されていない

指定管理者記載欄(アピールしたい事項・未達成項目への改善策等)

- ・施設の歴史的・文化的な価値を十分理解したうえで、一般公開および各事業を計画通りすすめることができた
- ・市民茶会、メディア芸術祭、さげもんなど、市事業への協力を努めた
- ・異人池の会の中心的な役割を行うとともに、みなとまち文化推進事業を実施した
- ・日常の来館者カウントおよびアンケート集計を改善し、業務の効率化に努めた
- ・ホームページをわかりやすく改善するとともに、紅葉シーズンの更新を増やすなど、情報発信力向上に努めた
- ・お客様の満足度向上とボランティア参加率向上を目指し、館内のボランティアと意見交換を行い改善をすすめた

所管課による総合評価(所見)

平成27年3月に国指定名勝となってからは、文化財として保存することになり、庭園・建物の管理に、より一層の注意を払って通常管理や来館者・貸室利用者への対応を行っていただいている。

その一方で、市事業への協力や西大畑旭町文化施設協議会(異人池の会)、近隣の民間施設との連携なども行って、設置目的のとおり、観光交流の推進及び地域の活性化に寄与することができている。

今後も、これまで同様に、文化財担当課・施設所管課の二課に適切に報告・協議を行いながら、管理運営を行っていただきたい。